

太子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口 (令和6年1 月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	人 33,577	千円 12,327,295	千円 236,090	千円 1,896,908	% 15.4	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和5 年度	人 179	千円 641,684	千円 98,740	千円 243,614	千円 984,038

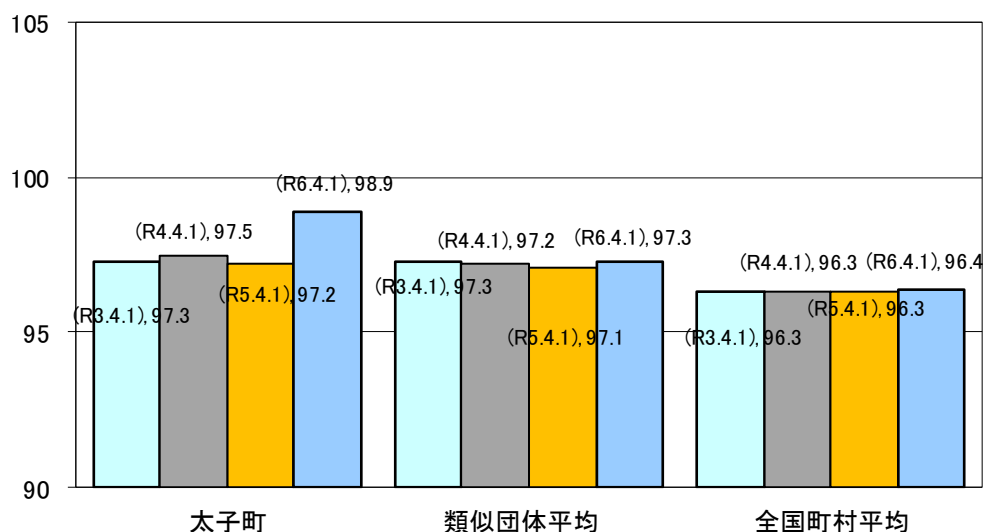
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,497	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）※太子町は地域手当非支給地であり同数値のため記載せず。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本町では、令和6年4月1日のラスパイレス指数が3年前に比べ1ポイント以上上昇しています。主な要因としては、令和6年4月1日実施の大卒、短大卒の初任給基準の改定に伴う変動と、それに伴い実施した在職者調整に伴う変動があげられます。

今後も、国の人事院勧告を尊重した給与の改定や従来の制度のそのものの見直しを図り、適正な職員の給与水準の確保に努めてまいります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

【実施時期】 平成 27 年 4 月 1 日

【実施内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.7%引下げ。

若年層については、初任給に係る号給等の引下げを行わない。高齢層については、50 歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大 3.3%程度引下げ。激変緩和のため、３年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

	各年度の支給割合											
	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		4 月 1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
太子町の 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③ その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に支給する。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(5)特記事項

	一 般 職	特 別 職
平成 17 年度	給料月額の減額 3%減額	給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 収入役 : 6%減額 教育長 : 6%減額
平成 18 年度		給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 収入役 : 6%減額 教育長 : 6%減額
平成 19 年度		給料月額の減額 町 長 : 8%減額 副町長 : 7%減額 教育長 : 6%減額
平成 24 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (10/1 より)
平成 26 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (平成 24 年度より継続中) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額
平成 28 年度		給料月額の減額 町 長 : 15%減額 (10/1 より) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長:26 年度より継続中)
令和 2 年度		給料月額の減額 町 長 : 15%減額 35%減額 (7/1-7/31) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長:26 年度より継続中)
令和 3 年度		給料月額の減額 町 長 : 15%減額 (町長:28 年度より継続中) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長:26 年度より継続中)

令和 4 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (1/1 より) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長:26 年度より継続中)
令和 5 年度		給料月額の減額 町 長 : 20%減額 (町長:令和 4 年度より継続中) 副町長 : 10%減額 教育長 : 8%減額 (副町長・教育長:26 年度より継続中)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太子町	38.3 歳	295,700 円	355,205 円	321,356 円
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
太子町	*	*	*	*	*
うちその他	*	*	*	*	*
兵庫県	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,396 円	367,546 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
太子町	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—

	他				
	兵庫県	—	—	—	—
	国	—	—	—	—
	類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
太子町	*	—	—
うちその 他	*	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、賃金構造基本統計調査において比較することが適当な民間類似職種がない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太子町	39.3 歳	317,575 円	345,487 円
兵庫県	41.4 歳	362,200 円	422,546 円
類似団体	40.4 歳	299,747 円	338,211 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「*」としている（その他、数値のない欄については、すべて「—」としている。）。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		太子町	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	164,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	(9～10年) 259,625 円	(19～20年) 348,325 円	(24～26年) 386,250 円	403,183円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—

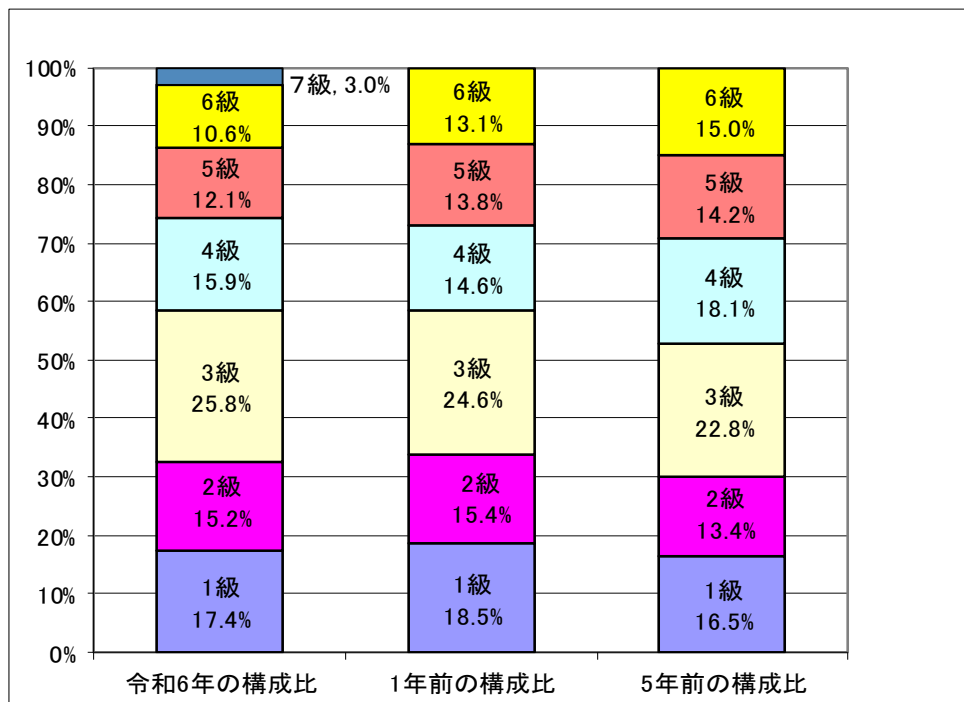
- (注) 1 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の経験年数について記載している。
2 各経験年数と近似の経験年数に該当する職員が3人以下の場合は、「—」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

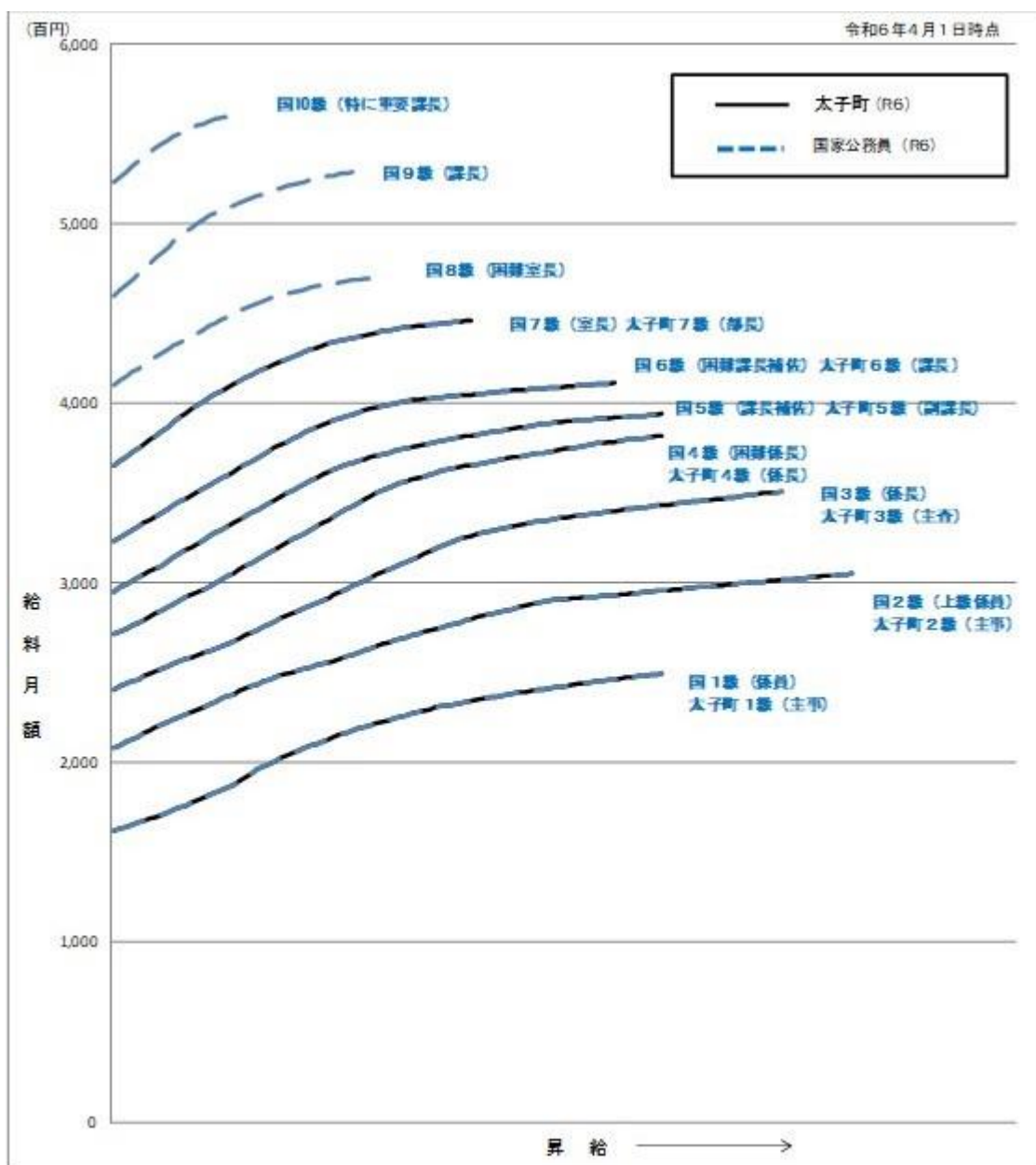
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長	人 4	% 3.0	円 365,500	円 446,200
6級	課長	人 14	% 10.6	円 323,100	円 411,300
5級	副課長	人 16	% 12.1	円 295,400	円 394,000
4級	係長、主任主査	人 21	% 15.9	円 271,600	円 382,000
3級	主査	人 34	% 25.8	円 240,900	円 351,000
2級	主事	人 20	% 15.2	円 208,000	円 305,200
1級	主事	人 23	% 17.4	円 162,100	円 249,400

- (注) 1 太子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 令和6年4月1日に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（太子町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太子町	兵庫県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,286千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,769千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（太子町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

太子町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり			1人当たり		
平均支給額	2,866千円		平均支給額		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
全域	0%	0人	0%	

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			27千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			9千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			1.7%	
手当の種類（手当数）			4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の収容又は患者の家の消毒等に従事したとき	0千円	1件につき1,200円
行旅死亡人取扱手当	当該業務に従事する職員	行旅死亡人の移送、埋葬等に従事したとき	0千円	1件につき2,200円
精神障害者取扱手当	当該業務に従事する職員	精神障害者の収容移送等に従事したとき	0千円	1件につき1,000円
犬・猫死体処理手当	当該業務に従事する職員	犬・猫死体処理に従事したとき	27千円	1件につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	44,627千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	267千円
支給実績（令和4年度決算）	43,477千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	337千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		16,303千円	239,742円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2) 家賃27,000円超え	同じ		10,495千円	327,956円

	(家賃額－27,000円)× 1/2+11,000円(支給限度額28,000円)				
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額(支給限度額55,000円) (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		7,261千円	54,185円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職 39,000円	異なる	(俸給の特別調整額) 管理又は監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にあるものに対して支給 39,700円～ 139,300円/月	23,184千円	552,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		955千円	7,401円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	町 長 副 町 長 教 育 長	712,000円（890,000円）	（参考）類似団体における最高／最低額		
		657,000円（730,000円）	920,000円／592,000円		
		621,000円（675,000円）	760,000円／530,000円		
		—			
報 酬	議 長	390,000円	499,000円／252,000円		
	副 議 長	300,000円	430,000円／202,000円		
	議 員	271,000円	400,000円／174,000円		
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	（令和5年度支給割合） 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 計 4.4月分			
	議 長 副 議 長 議 員	（令和5年度支給割合） 6月期 2.15月分 12月期 2.25月分 計 4.4月分			
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）	
		71.2万円×在職月数×0.40	1,367万円	任期毎	
		65.7万円×在職月数×0.24	757万円	任期毎	
		62.1万円×在職月数×0.18	402万円	任期毎	
	備 考				

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月／教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。（退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。）

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

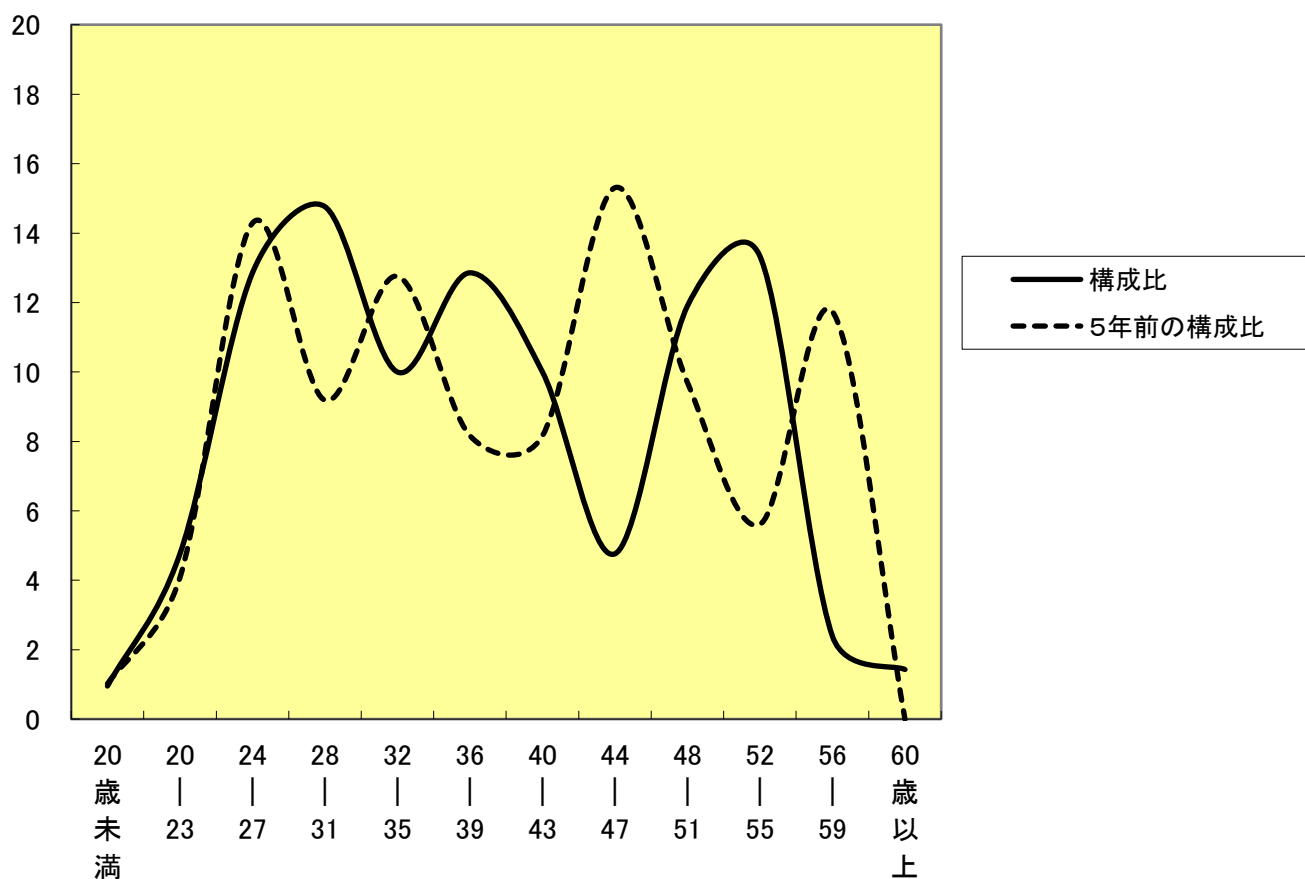
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		
		総 務	48	47	△1	業務体制の見直し等による減員
		税 務	12	12		
		農林水産	8	7	△1	業務体制の見直し等による減員
		商 工	2	2		
		土 木	16	15	△1	業務体制の見直し等による減員
		民 生	31	25	△6	業務体制の見直し等による減員
	衛 生	10	11	+1	業務体制の見直し等による増員	
		計	131	123	△8	<参考> 人口1万当たり職員数 36.6人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 53.56人）
	教育部門	48	59	+11	業務体制の見直し等による増員	
	小 計	179	182	+3	<参考> 人口1万当たり職員数 54.2人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 67.22人）	
公 営 会 企 業 部 門	水 道	水 道	8	8		
		下水道	5	4	△1	業務体制の見直し等による減員
		その他	18	16	△2	業務体制の見直し等による減員
		小 計	31	28	△3	
合 計			210 [263]	210 [263]	0 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 62.5人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	2人	10人	27人	31人	21人	27人	21人	10人	25人	28人	5人	3人	210人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	123	122	124	134	131	123	0
教 育	47	46	46	48	48	59	+12（+25.5％）
普通会計 計	170	168	170	182	179	182	+12（+7.0％）
公営企業等会計 計	26	27	29	30	31	28	+2（7.7％）
総 合 計	196	195	199	212	210	210	+14（+7.1％）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 476,785	千円 23,725	千円 65,665	% 13.8	% 13.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 0 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 8	千円 32,902	千円 5,385	千円 12,440	千円 50,727	千円 6,341	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

	一 般 職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
太子町	45歳	332,063円	517,080円
市町村平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（水道事業）		太子町（公営企業以外）	
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,462千円		1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,286千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%
---	---

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

太子町（水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	11,734千円		1人当たり平均支給額	2,866千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			0種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	1,685千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	337千円
支給実績（令和４年度決算）	1,415千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	354千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （令和５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 間にある子１人につき 5,000円加算	同じ		1,254千円	250,800円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2) 家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)× 1/2＋11,000円（支給 限度額28,000円）	同じ		612千円	306,000円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額55,000円） (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円	同じ		363千円	72,560円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円	同じ		1,464千円	488,000円

	課長相当職 58,000円 副課長相当職 39,000円				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		62千円	8,800円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 1,215,035	千円 △70,257	千円 39,117	% 3.2	% 2.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 5	千円 18,754	千円 4,014	千円 7,686	千円 30,454	千円 6,091	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

	一 般 職
平成17年度	給料月額の減額 3%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平均月収額
太子町	39.2歳	323,000円	463,397円
市町村平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太子町（水道事業）	太子町（公営企業以外）
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,473千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,286千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

太子町（水道事業）			太子町（公営企業以外）		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	0千円		1人当たり平均支給額	2,865千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全域	0%	0人	0%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			0.0%	
手当の種類（手当数）			0種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,167千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	722千円
支給実績（令和4年度決算）	741千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	214千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者・父母等 6,500円 (2) 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの 間にある子1人につき 5,000円加算	同じ		885千円	295,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 (2) 家賃27,000円超え (家賃額－27,000円)× 1/2＋11,000円（支給 限度額28,000円）	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自	同じ		210千円	52,500円

	動車等を使用している職員に支給 (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額（支給限度額55,000円） (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～31,600円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給 部長相当職 82,000円 課長相当職 58,000円 副課長相当職 39,000円	同じ		792千円	396,000円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき4,400円	同じ		48千円	9,680円